

陳情第 3 号

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」
の採択を求める陳情書

2023年6月20日

長崎市議会
議長 毎熊 政直 様

陳情人

長崎市恵美須町 2-12

長崎県労働組合総連合

議長 乾 哲夫

電話



「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」 の採択を求める陳情

1 陳情の趣旨

気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰が、長崎市民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。物価高騰から労働者の暮らしを守り、地域経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、地域別であることが、海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況の冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることもできません。人口流出に歯止めをかけることが長崎市政における最大の課題であることは、4月に行われた市長選挙や市議会議員選挙でも盛んに論じられた問題です。長崎市議会として、人口流出の背景にある現行の最低賃金制度の構造的欠陥の是正を国に要望する必要があると考えます。

地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の四か国（全体の3%、2013年）のみです。米国は州ごとにも最低賃金が決められていますが、連邦最賃は全国一律最低賃金制です。日本も批准するILO最低賃金決定制度勧告（第30号、1928）が「同価値労働に対する男女の同一報酬の原則」と「労働者が妥当な生活水準を維持しえるように考慮する」ことを規定しているのは当然のことです。

15年で2倍に広がった最低賃金の地域間格差は、あまりに大きく、是正には様々なハードルがあるのも事実です。しかし、私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。政府として、相応の財政捻出する決断も含め、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。

全国一律制にするとともに最低賃金を引き上げるためには、国による抜本的な中小・零細企業支援の強化が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充

たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、抜本的に引き上げること、そして、中小企業支援策の拡充を実現するため、次のとおり陳情します。

2 陳情項目

国に対し、別紙の「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」を提出すること。

【別紙 案】

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は長崎市民の生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻です。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正をおこなうことがこれまで以上に重要になっています。

2022年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,072円、長崎県では853円に過ぎません。毎日8時間働いても年収150万～190万円であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできません。地域別であるがゆえに、長崎県と東京都では、同じ仕事でも時給で219円もの格差があります。この地域間格差は、15年で2倍に広がっています。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。その結果、最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている大きな原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても地域経済を再生することはできません。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、全国一律制をとっています。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えています。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要があります。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考えます。そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引き上げをしていくことを要望します。

以上の趣旨より、次の項目の早期実現を求めます。

- 1 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
- 2 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金の大幅な引き上げをめざすこと。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

長 崎 市 議 会